

関係法令等

1 食料・農業・農村政策審議会農業共済部会関連

(1) 食料・農業・農村基本法（抄）		1
(2) 食料・農業・農村政策審議会令		3
(3) 食料・農業・農村政策審議会議事規則		7
(4) 食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について		9

2 農業災害補償制度関連

農業災害補償法（抄）		11
------------	-------	----

○ 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)(抄)

第一条〜第三十条 (略)

(農業災害による損失の補てん)

第三十一条 国は、災害によつて農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。

第三十二条〜第三十八条 (略)

(設置)

第三十九条 農林水産省に、食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第四十条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第百九号)、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)、飼料需給安定法(昭和二十七年法律第百五十六号)、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)、果樹農

業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第四十一条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

（資料の提出等の要求）

第四十二条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（委任規定）

第四十三条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）

（所掌事務）

第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十条第五項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十二号）第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員及び専門委員の任命）

第三条 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議會は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議會は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議會の議決とすることができる。

(幹事)

第七条 審議會に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 幹事は、審議會の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第八条 審議會は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、會議を開き、議決することができない。

2 審議會の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で會議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議會の庶務は、農林水産省大臣官房企画評価課において厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課及び国土交通省都市・地域整備局地方整備課の協力を得て処理する。

(雜則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議會の運営に関し必要な事項は、会長が審議會に諮って定める。

附 則 (略)

食料・農業・農村政策審議会議事規則

平成19年7月12日
食料・農業・農村政策審議会決定

(総則)

第1条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）の運営については、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）及び食料・農業・農村政策審議会令（平成12年政令第289号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 会議は、会長が招集する。

(議事)

第3条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

3 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

(議事録)

第4条 議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとすることができる。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(専門委員)

第6条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(意見の陳述)

第7条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

(部会)

第8条 第2条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第9条 部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

(委任規定)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この議事規則は、平成19年7月12日から施行する。

(食料・農業・農村政策審議会議事規則の廃止)

第2条 食料・農業・農村政策審議会議事規則（平成13年3月21日食料・農業・農村政策審議会決定）は廃止する。

食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について

〔平成19年7月12日〕
食料・農業・農村政策審議会決定

第1条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
企画部会	食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
食品産業部会	卸売市場法（昭和46年法律第35号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
食糧部会	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
家畜衛生部会	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
果樹部会	果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
甘味資源部会	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
畜産部会	家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）、飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
農業共済部会	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）の施行に関する重要事項であって、次に掲げるもの。

	1 農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済掛金標準率等の算定方式に関する事項を調査審議すること。 2 家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項を調査審議すること。
農業農村振興整備部会	1 土地改良法（昭和24年法律第195号）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、次に掲げるもの。 ア 国際かんがい排水委員会に関する事項を調査審議すること。 イ かんがい排水の改良発達に関する重要事項を調査審議すること。

第2条 部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、部会の議決に関し他の部会との調整を要するとき又は部会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。

- 2 会長は、部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるときは、その旨を当該部会長に通知するものとする。
- 3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する部会長の意見を聴かなければならない。

第3条 部会の庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理する。

部 会	課
企画部会	大臣官房企画評価課
食品産業部会	総合食料局食料企画課
食糧部会	総合食料局食糧部計画課
家畜衛生部会	消費・安全局動物衛生課
果樹部会	生産局果樹花き課
甘味資源部会	生産局特産振興課
畜産部会	生産局畜産部畜産企画課
農業共済部会	経営局保険課
農業農村振興整備部会	農村振興局企画部事業計画課

農業災害補償法(昭和二十二年十二月十五日法律第百八十五号)(抄)

(農作物共済の共済掛金率)

第七百七条 農作物共済の共済掛金率は、農作物共済の共済目的の種類等ごと、農作物共済の共済事故等による種別(第八十五条第四項(第八十五条の七において準用する場合を含む。))の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない農作物共済とその他の農作物共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により農林水産大臣が定める別をいう。以下同じ。)(こと及び組合等の区域(農業共済組合にあつてはその区域、共済事業を行う市町村にあつてはその共済事業の実施区域をいう。以下同じ。))ごとに農作物基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める。ただし、農業共済組合の合併等があつた場合については、当該農業共済組合の合併等が行われた後最初に第五項の規定により農作物通常共済掛金標準率及び農作物異常共済掛金標準率が一般に改定されるまでの間は、当該農業共済組合の合併等の前の組合等の区域ごとに、それぞれ当該組合等が定款等で定めていた共済掛金率とすることができる。

② 前項の農作物基準共済掛金率は、組合等の区域内における農作物共済の共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該組合等の農作物共済掛金標準率に一致するように、農林水産大臣が農作物共済の共済目的の種類等ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに定める。

③ 前項の農作物共済掛金標準率は、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、次の率を合計したものである。

一 農林水産省令で定める一定年間における各年の被害率(以下本条において単に被害率という。)(のうち、農林水産大臣が定める通常標準被害率(以下農作物通常標準被害率という。))を超えないものにあつてはその被害率を、農作物通常標準被害率を超えるものにあつては農作物通常標準被害率を基礎として農林水産大臣が定める率(以下農作物通常共済掛金標準率という。)

二 組合等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が農作物異常共済掛金標準率の算定基礎率(共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び都道府県の区域ごとに、農林水産省令で定める一定年間における当該都道府県の区域内にある組合等の区域ごとの各年の被害率のうち農作物通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を当該組合等の区域ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとして算術平均して得た率(以下異常部分被害率という。))を基礎として農林水産大臣が定める率をいう。)(に一致し、かつ、その相互の比が各組合等の危険の程度を表示する指数の比に一致するように農林水産大臣が定める率(以下農作物異常共済掛金標準率という。))

④ 組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に依じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の農作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その農作物危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各農作物危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域に係る同項の農作物基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

⑤ 農作物通常共済掛金標準率及び農作物異常共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

(家畜共済の共済掛金率)

第百十五条 家畜共済の共済掛金率は、共済目的の種類（第八十四条第一項第三号及び同条第二項に掲げる共済目的につき、共済事故の発生態様の類似性を勘案して農林水産大臣が定める種類をいう。以下この条において同じ。）ごとに、次の各号の率を合計した率とする。

一 死亡及び廃用（これらのうち第三号の家畜異常事故に該当するものを除く。）による損害並びに疾病（第三号の家畜異常事故に該当するものを除く。以下この号及び次号において同じ。）及び傷害による損害（疾病及び傷害の診療に要する費用の一部で適正な診療の確保に資するため共済金の支払の対象としないことを相当とするものとして農林水産省令で定めるものを除く。次号において同じ。）のうち次号の診療技術料等以外のものに対応する共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率甲を差し引いて得た率。第十項において同じ。）を下らない範囲内において共済規程等で定める率

二 疾病及び傷害による損害のうち診療に要する費用で農林水産省令で定めるもの（以下「診療技術料等」という。）に対応する共済掛金標準率乙（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率乙を差し引いて得た率。第十項において同じ。）を下らず、農林水産大臣の定める率を超えない範囲内において共済規程等で定める率

三 伝染性の疾病又は気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用並びに伝染性の疾病のうち農林水産省令で定めるもの（以下「家畜異常事故」という。）による損害（家畜異常事故に該当する疾病の診療に要する費用の一部で適正な診療の確保に資するため共済金の支払の対象としな

いことを相当とするものとして農林水産省令で定めるものを除く。）に対応する共済掛金標準率丙（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率丙を差し引いて得た率。第十項及び第十一項において同じ。）を下らない範囲内において共済規程等で定める率

② 前項第一号の共済掛金標準率甲及び共済掛金割引標準率甲、同項第二号の共済掛金標準率乙及び共済掛金割引標準率乙並びに同項第三号の共済掛金標準率丙及び共済掛金割引標準率丙は、共済目的の種類ごとに、農林水産省令で定める一定年間に於ける地域別の被害率を基礎として、農林水産大臣が当該地域別に定める。

③ 組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、共済目的の種類ごと及び前項の規定により農林水産大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、次の各号の率及び第一項第三号の率を合計した率とする。

一 当該危険段階の危険段階共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第一号の共済掛金割引標準率甲を基礎として農林水産省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十一項において同じ。）を下らない範囲内において共済規程等で定める率

二 当該危険段階の危険段階共済掛金標準率乙（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第二号の共済掛金割引標準率乙を基礎として農林水産省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十一項において同じ。）を下らない範囲内において共済規程等で定める率

④ 前項第一号の危険段階共済掛金標準率甲及び同項第二号の危険段階共済掛金標準率乙は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共

済目的の種類ごとの共済金額（第六項に規定する多種包括共済にあつては、その共済目的の種類ごとの共済金額に相当するものとして農林水産省令の定めるところにより算定される金額。次項において同じ。）の合計額の見込額を重みとして、各危険段階共済掛金標準率甲を算術平均した率が第一項第一号の共済掛金標準率甲に、各危険段階共済掛金標準率乙を算術平均した率が同項第二号の共済掛金標準率乙にそれぞれ一致するように定めるものとする。

⑤ 第三項第二号の率は、同号の危険段階別の共済目的の種類ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が、第一項第二号の農林水産大臣の定める率を超えない範囲内において定めるものとする。

⑥ 包括共済関係に係る家畜共済でその共済目的が二以上の共済目的の種類にわたるもの（以下「多種包括共済」という。）の共済掛金率は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該包括共済関係に係る家畜で当該組合員等が当該共済掛金期間開始の時（その共済掛金期間開始の後第十四条第四項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあつては、その増額が効力を生じた時）において現に飼養しているものの価額（前条第一項第二号口の価額を含む。第十二項において同じ。）の当該共済目的の種類ごとの合計額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項各号の率の合計率（当該共済目的の種類につき組合等が第三項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあつては、当該組合員等に係る危険段階の同項各号の率及び第一項第三号の率の合計率）を算術平均した率とする。

⑦ 組合等は、多種包括共済に係る包括共済対象家畜の種類ごとに、過去一定年間に於いて当該組合等の大部分の組合員等につき当該組合員等ごとの当該種類の家畜の飼養頭数の共済目的の種類別の比率がおおむね等しいと認められる等当該組合等の区域における当該種類の家畜の飼養に関する条件が農林水産省令で定める基準に適合する場合には、前項の規定による共済掛金率に代えて、農林水産省令の定めるところにより、次の各号の率を合計した率を第十三項の規定による改定までの期間につき適用すべき当該包括共済対象家畜の種類に係る多種包括共済の共済掛金率とすることができる。

一 当該組合等の当該多種包括共済に付される包括共済対象家畜の価額の当該共済目的の種類ごとの合計額の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第一号の共済掛金標準率甲を算術平均して得た多種包括共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金割引標準率甲を基礎として農林水産省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十項において同じ。）を下らない範囲内において共済規程等で定める率

二 前号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第二号の共済掛金標準率乙を算術平均して得た多種包括共済掛金標準率乙（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第二号の共済掛金割引標準率乙を基礎として農林水産省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十項において同じ。）を下らず、前号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第二号の農林水産大臣の定める率を算術平均して得た多種包括共済掛金率乙限度率を超えない範囲内において共済規程等で定める率

三 第一号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第三号の共済掛金標準率丙を算術平均して得た多種包括共済掛金標準率丙（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第三号の共済掛金割引標準率丙を基礎として農林水産省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十項及び第十一項において同じ。）を下らない範囲内において共済規程等で定める率

⑧ 組合等は、前項の場合には、同項の規定による共済掛金率に代えて、多種包括共済に係る包括共済対象家畜の種類ごと及び第二項の規定により農林水産大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金

率を定めることができる。

⑨ 前項の危険段階別の共済掛金率については、第三項後段、第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第三項中「第一項第三号」とあるのは「第七項第三号」と、同項第一号中「危険段階共済掛金標準率甲」とあるのは「多種包括危険段階共済掛金標準率甲」と、同項第二号中「危険段階共済掛金標準率乙」とあるのは「多種包括危険段階共済掛金標準率乙」と、第四項中「前項第一号の危険段階共済掛金標準率甲及び同項第二号の危険段階共済掛金標準率乙」とあるのは「第九項において準用する前項第一号の多種包括危険段階共済掛金標準率甲及び同項第二号の多種包括危険段階共済掛金標準率乙」と、「共済目的の種類」との共済金額（第六項に規定する多種包括共済にあつては、その共済目的の種類ごとの共済金額に相当するものとして農林水産省令の定めるところにより算定される金額。次項において同じ。）とあるのは「共済金額」と、「各危険段階共済掛金標準率甲」とあるのは「各多種包括危険段階共済掛金標準率甲」と、「第一項第一号の共済掛金標準率甲」とあるのは「第七項第一号の多種包括共済掛金標準率甲」と、「各危険段階共済掛金標準率乙」とあるのは「各多種包括危険段階共済掛金標準率乙」と、「同項第二号の共済掛金標準率乙」とあるのは「同項第二号の多種包括共済掛金標準率乙」と、第五項中「第三項第二号」とあるのは「第九項において準用する第三項第二号」と、「共済目的の種類」との共済金額」とあるのは「共済金額」と、「第一項第二号の農林水産大臣の定める率」とあるのは「多種包括共済掛金率乙限度率」と読み替えるものとする。

⑩ 組合等は、家畜共済の共済金額が農林水産大臣の定める金額を超える場合又は当該組合等との間に家畜共済の共済関係の存する者が農林水産大臣の定める区域内に住所を有する場合には、当該家畜共済に係る共済掛金率については、農林水産省令の定めるところにより、第一項第一号の共済掛金標準率甲、同項第二号の共済掛金標準率乙若しくは同項第三号の共済掛金標準率丙又は第七項第一号の多種包括共済掛金標準率甲、同項第二号の多種包括共済掛金標準率乙若しくは同項第三号の多種包括共済掛金標準率丙を下る率を、それぞれ第一項第一号の率、同項第二号の率若しくは同項第三号の率又は第七項第一号の率、同項第二号の率若しくは同項第三号の率として定めることができる。

⑪ 前項の場合には、農林水産省令の定めるところにより、当該組合員等に係る危険段階の第三項第一号の危険段階共済掛金標準率甲、同項第二号の危険段階共済掛金標準率乙若しくは第一項第三号の共済掛金標準率丙又は第九項で準用する第三項第一号の多種包括危険段階共済掛金標準率甲、第九項で準用する第三項第二号の多種包括危険段階共済掛金標準率乙若しくは第七項第三号の多種包括共済掛金標準率丙を下る率を、それぞれ第三項第一号の率、同項第二号の率若しくは第一項第三号の率又は第九項で準用する第三項第一号の率、第九項で準用する第三項第二号の率若しくは第七項第三号の率として定めることができる。

⑫ 第六項の価額及び第七項第一号の価額には、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

⑬ 第一項第一号の共済掛金標準率甲及び共済掛金割引標準率甲、同項第二号の共済掛金標準率乙並びに同項第三号の共済掛金標準率丙及び共済掛金割引標準率丙は、三年ごとに一般に改定する。

（果樹共済の共済掛金率）

第二百二十条の七 收穫共済の共済掛金率は、收穫共済の共済事故等による種別（第八十五条第十一項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により果実の品質の低下を共済事故としない收穫共済とその他の收穫共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により農林水産大臣が定める別をいう。以下同じ。）ごと及び組合等の区域ごと（特定收穫共済にあつては、特定收穫共済の共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごと）に、收穫基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める。ただし、農業共済組合の合併等があつた場合については、

当該農業共済組合の合併等が行われた後最初に第十項の規定により収穫通常共済掛金標準率及び収穫異常共済掛金標準率が一般に改定されるまでの間は、当該農業共済組合の合併等の前の組合等の区域ごとに、それぞれ当該組合等が定款等で定めていた共済掛金率とすることができる。

② 組合等は、農林水産大臣の定める共済目的の種類(特定収穫共済にあつては、特定収穫共済の共済目的の種類)につき農林水産大臣の定める防災施設を用いて当該共済目的の種類に属する収穫共済の共済目的の種類等(特定収穫共済にあつては、当該特定収穫共済の共済目的の種類)に係る果樹を栽培する組合員等については、農林水産省令で定めるところにより、当該収穫共済の共済目的の種類等(特定収穫共済にあつては、当該特定収穫共済の共済目的の種類)に係る前項又は第五項の共済掛金率を割り引くものとする。

③ 第一項の収穫基準共済掛金率は、組合等の区域内における収穫共済の共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該組合等の収穫共済掛金標準率に一致するように、農林水産大臣が収穫共済の共済目的の種類等ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごと(特定収穫共済にあつては、特定収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごと)に定める。

④ 前項の収穫共済掛金標準率は、共済目的の種類ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごと(特定収穫共済にあつては、特定収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごと)に、次の率を合計したものとする。

一 農林水産省令で定める一定年間における各年の被害率(以下この項において被害率という。)のうち、農林水産大臣が定める通常標準被害率(以下収穫通常標準被害率という。)(を超えないものにあつてはその被害率を、収穫通常標準被害率を超えるものにあつては収穫通常標準被害率を基礎として農林水産大臣が定める率(以下収穫通常共済掛金標準率という。))

二 被害率のうち、収穫通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として農林水産大臣が定める率(以下収穫異常共済掛金標準率という。)

⑤ 組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、収穫共済の共済目的の種類等ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごと(特定収穫共済にあつては、特定収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごと)に、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の収穫危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その収穫危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各収穫危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域に係る同項の収穫基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

⑥ 樹体共済の共済掛金率は、樹体共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域ごとに、樹体基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める。ただし、農業共済組合の合併等があつた場合については、当該農業共済組合の合併等が行われた後最初に第十項の規定により樹体通常共済掛金標準率及び樹体異常共済掛金標準率が一般に改定されるまでの間は、当該農業共済組合の合併等の前の組合等の区域ごとに、それぞれ当該組合等が定款等で定めていた共済掛金率とすることができる。

⑦ 前項の樹体基準共済掛金率は、組合等の区域内における樹体共済の共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該組合等の樹体共済掛金標準率に一致するように、農林水産大臣が樹体共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域ごとに定める。

⑧ 前項の樹体共済掛金標準率は、共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、次の率を合計したものとする。

一 農林水産省令で定める一定年間における各年の被害率(以下この項において被害率という。)のうち、農林水産大臣が定める通常標準被害率(以下樹体通常標準被害率という。)(を超えないものにあつてはその被害率を、樹体通常標準被害率を超えるものにあつては樹体通常標準被害率を基礎として農林水産大臣が定める率(以下樹体通常共済掛金標準率という。))

二 被害率のうち、樹体通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として農林水産大臣が定める率（以下樹体異常共済掛金標準率という。）

⑨ 組合等は、第六項の規定による共済掛金率に代えて、樹体共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の樹体危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その樹体危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各樹体危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域に係る同項の樹体基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

⑩ 収獲通常共済掛金標準率、収獲異常共済掛金標準率、樹体通常共済掛金標準率及び樹体異常共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

（畑作物共済の共済掛金率）

第二百二十条の十五 畑作物共済の共済掛金率は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済責任期間による種別（第二百二十条の十七第二号の規定により桑の発芽期前の日から共済責任期間が開始する蚕繭に係る畑作物共済とその他の蚕繭に係る畑作物共済との別をいう。）ごと。以下本条において同じ。）及び組合等の区域又はその区域を分けて都道府県知事が定める地域ごとに、その区域又は地域の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める。

② 前項の畑作物基準共済掛金率は、都道府県の区域内における危険階級別の共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該都道府県の畑作物一次共済掛金標準率（前条第一項の区分が定められた共済目的の種類に係るものについては、当該都道府県の畑作物二次共済掛金標準率）に一致し、かつ、その相互の比が各危険階級の危険程度を表示する指数の比に一致するように、農林水産大臣が畑作物共済の共済目的の種類等ごとに危険階級別に定める。

③ 前項の危険階級の別、各危険階級に属する第一項の区域又は地域及び各危険階級の危険程度を表示する指数は、都道府県知事が畑作物共済の共済目的の種類等ごとに定める。

④ 第二項の畑作物一次共済掛金標準率は、共済目的の種類ごと及び都道府県の区域ごとに、農林水産省令で定める一定年間における各年の被害率を基礎として農林水産大臣が定める。

⑤ 第二項の畑作物二次共済掛金標準率は、都道府県の区域内における畑作物共済の共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該都道府県の同項の畑作物一次共済掛金標準率に一致するように、農林水産大臣が畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び都道府県の区域ごとに定める。

⑥ 組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の畑作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その畑作物危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各畑作物危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域に係る同項の畑作物基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

⑦ 第二項の畑作物一次共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

(園芸施設共済の共済掛金率)

第二百二十条の二十三 園芸施設共済の共済掛金率は、農林水産省令で定める特定園芸施設の区分(以下施設区分という。)ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別(施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により農林水産大臣が定める別をいう。以下同じ。)ごとに、園芸施設基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める。

② 前項の園芸施設基準共済掛金率は、施設区分ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別ごとに、農林水産省令で定める一定年間における地域別の被害率を基礎として、農林水産大臣が当該地域別に定める。

③ 組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと及び前項の規定により農林水産大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の園芸施設危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内で定款等で定めるものとし、その園芸施設危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各園芸施設危険段階基準共済掛金率の算術平均が第一項の園芸施設基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

④ 第一項の園芸施設基準共済掛金率は、三年ごとに一般に改定する。

※参照条文

農業災害補償法施行規則(昭和二十二年十二月二十七日農林省令第九十五号)(抄)

第二十八条 法第一百七条第三項第一号又は第二号の規定による一定年間は、これを過去二十年間とする。ただし、特別の事由によりこれにより難いときは、この限りでない。

第三十条 法第一百五十五条第二項の農林水産省令で定める一定年間は、同条第一項第一号の共済掛金標準率甲及び共済掛金割引標準率甲(第二十九条の五第一号に掲げる共済事故による損害並びに同項第二号に掲げる共済事故のうち死亡及び廃用による損害に対応するものを除く。)並びに同項第二号の共済掛金標準率乙及び共済掛金割引標準率乙については過去三年間、第二十九条の五第一号に掲げる共済事故による損害並びに同項第二号に掲げる共済事故のうち死亡及び廃用による損害に対応する法第一百五十五条第一項第一号の共済掛金割引標準率甲並びに同項第三号の共済掛金標準率丙及び共済掛金割引標準率丙については過去二十年間とする。ただし、特別の事由によりこれにより難いときは、この限りでない。

(家畜共済の病傷事故の損害額の算定方法)

第三十三条 法第一百六条第二項の損害の額は、診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用(初診料を除く。)の内容に応じて農林水産大臣の定

める点数によつて共済事故ごとに計算される総点数を農林水産大臣が定める一点の価額に乘じて得られる金額による。

② 前項の損害の額は、当該診療その他の行為によつて組合員等が負担した費用（初診料を除く。）を限度とする。

第三十三条の七 第二十八条の規定は、法第二百十条の七第四項第一号及び第八項第一号の農林水産省令で定める一定年間について準用する。

第三十三条の十六 第二十八条の規定は、法第二百十条の十五第四項の農林水産省令で定める一定年間について準用する。

※参照条文

農業災害補償法

（家畜共済の共済金の支払額）

第一百六条 家畜共済に係る共済金は、次の金額とする。ただし、疾病又は傷害により支払う共済金は、包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごと、組合員等ごと及び共済掛金期間ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、共済金額に応じ及び前条第二項の地域別その他農林水産省令で定める区分により農林水産大臣が定める金額を限度とする。

一 死亡又は廃用により支払うものにあつては、当該共済事故に係る家畜の価額により、命令の定めるところにより、定款等で定める方法によつて算定された損害の額に共済金額の共済価額に対する割合（その割合が百分の八十をこえるときは、百分の八十）を乘じて得た額

二 疾病又は傷害により支払うものにあつては、当該共済事故によつて組合員等が被る損害（当該共済事故に係る診療に要する費用のうち、前条第一項第一号又は第三号の農林水産省令で定めるものに該当するものを除く。）の額に相当する金額

② 前項第二号の損害の額は、農林水産省令の定めるところにより、定款等で定める方法によつてこれを算定する。

③・④ （略）

（家畜共済の病傷事故に係る保険金支払額の算定方法）

第三十四条の三 法第二百二十五条第一項第三号口の疾病又は傷害による損害で診療技術料等以外のものに依つて算定される金額は、診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用（初診料を除く。）のうち診療技術料等以外のものの内容に依つて農林水産大臣が定める点数によつて共済事故ごとに計算される総点数を農林水産大臣が定める一点の価額に乘じて得られる金額とする。

② 前項の金額は、組合等が支払うべき共済金の額を限度とする。

※参照条文

農業災害補償法

(保険金の支払額)

第二百二十五条 農業共済組合連合会の支払うべき保険金は、次の金額とする。

一・二 (略)

三 家畜共済に係るものにあつては、イ又はロの金額

イ 家畜異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金の百分の八十に相当する金額、家畜異常事故により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金に相当する金額

ロ 死亡又は廃用これらのうち家畜異常事故に該当するものを除く。により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金の百分の八十に相当する金額、疾病(家畜異常事故に該当するものを除く。第三項において同じ。)又は傷害により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金のうち農林水産省令で定めるところにより当該共済事故による損害で診療技術料等以外のものに應じて算定される金額の百分の八十に相当する金額、家畜異常事故により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金に相当する金額

三の二・五 (略)

②④ (略)